

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第五十六号

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県営住宅条例施行規則（昭和三十九年四月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の二条を加える。

（共益費の範囲）

第十一条の二 条例第二十条の二第一項に規定する規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 階段灯、廊下灯、外灯及び昇降機に係る電気の使用料
- 二 共用水栓に係る水道の使用料
- 三 給水施設及び浄化槽の維持管理に要する費用
- 四 前三号に掲げるもののほか、共同施設の維持管理等に要する費用であつて、入居者の共通の利益を図るため知事が必要と認めるもの

（共益費の額の算定）

第十一条の三 条例第二十条の二第二項に規定する共益費の額は、一月につき、当該公営住宅に係る前条各号に掲げる費用で年間の実費に相当する額、入居者数等を勘案して知事が別に定めるところにより算定した額を十二で除して得た額に、徴収に要する費用として知事が別に定める額を加えた額とする。

## 附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。